

令和 8 年 4 月に水道料金・下水道使用料を改定します。

安全・安心な水道水を安定的にお届けし、衛生的な生活環境を確保するために

川口市の水道事業は、昭和 25 年に事業認可を受け、戦後の復興や高度経済成長を始めとする人口の増大、産業の発展に伴う水需要の拡大に応えるため事業の拡張を進め、事業開始から約 75 年が経過する現在は、市内全域に安全・安心な水道水を提供しています。

下水道事業は、全国に先駆けて昭和 15 年に着手し、生活環境の改善、河川などの水質保全、豪雨による浸水の軽減を図ることを目的として、積極的に整備を進め、事業着手から約 85 年経過している現在は、市の面積の約 71%まで下水道（汚水）整備が進み、下水道（汚水）が整備された区域に住んでいる人口は、約 89%となっています。また、雨水被害を軽減する目的として、雨水調整池や雨水貯留管などの雨水貯留施設の整備も進めています。

上下水道事業は、運営に必要な費用の多くを税金ではなく、皆さまからお支払いいただく水道料金・下水道使用料でまかなわなければなりません。（※1）上下水道局では、経費削減などの経営努力を続けてきましたが、施設の維持・更新費用が増大する一方で、皆さまが使用する水の量は減少傾向にあり、現行の水道料金・下水道使用料のままでは、上下水道事業を健全に運営し続けることが難しい状況となっています。

今後、財源不足により必要な工事を行うことができなくなった場合、腐食による水道管・下水道管の破損や設備の故障等が起こり、漏水や断水、水質が悪化するなどの恐れがあります。

将来にわたり安全・安心な水道水を安定的にお届けし、衛生的な生活環境を確保するため、令和 8 年 4 月 1 日から水道料金は平均 26.74%、下水道使用料は平均 27.16%の値上げ（※2）をすることといたしました。

皆さまにはご負担をお願いすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

※1 雨水処理にかかる費用は、税金などの公費でまかなわれています。

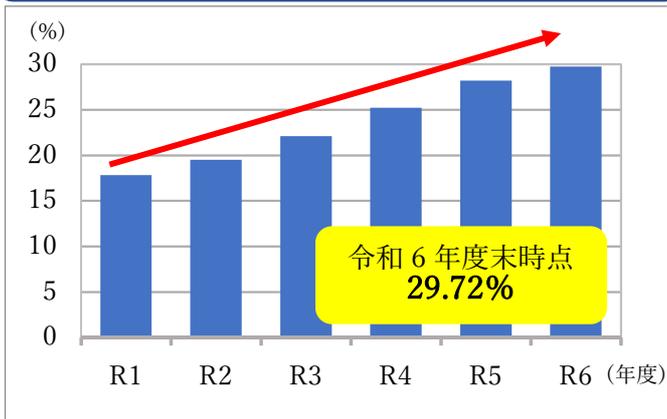
※2 値上げ率（平均改定率）は全体の改定率で、ご使用の口径・水量によって異なります。

改定に至った背景

①施設の老朽化

川口市の水道事業は事業開始（着手）から約 75 年、下水道事業は約 85 年が経過しています。上下水道施設は、浄配水場やポンプ場、水道管、下水道管などで構成されており、高度経済成長期の高まる水需要（水の使用量）に応えるために整備した上下水道施設の老朽化が進んでいます。令和 6 年度末で市内に張り巡らされている水道管は約 1,498 km（うち、老朽管 約 445 km）、下水道管は約 1,300 km（うち、老朽管約 292 km）あり、順次新しい管に更新（交換）していく必要があります。更新工事は、断水しないよう複雑な手順で行うため、新設の場合と比べて時間と費用がかかります。そのため、法定耐用年数を超え、老朽化した水道管・下水道管の割合が増加しています。長期的な視点をもって事業費の抑制や平準化を目指していくものの、物価高騰の影響も大きく、事業費を大きく抑えることは困難な状況です。

水道管（管路）の経年化率
（法定耐用年数（40 年）を経過する管路延長の割合）



下水道管（管きょ）の老朽化率
（法定耐用年数（50 年）を経過する管きょ延長の割合）



上下水道施設を古いまま使い続けるとどうなるの？

～古い上下水道施設をそのまま使い続け、施設が破損した場合に考えられること～

水道

浄配水場

- ・水質の悪化
- ・広範囲の断水

水道管

- ・漏水
- ・漏水の影響による断水

下水道

ポンプ場

- ・トイレなど下水道使用の制限
- ・下水（汚水・雨水）が街中にあふれる

下水道管

- ・破損の影響で土砂が流入することによる道路陥没
- ・道路陥没による歩行者や車両等の損害事故の発生、トイレなど下水道使用の制限

②物価の高騰などによる経営環境の悪化

安全・安心な水道水を安定的にお届けし、衛生的な生活環境を確保するためには、上下水道施設の適切な維持管理や更新が不可欠です。不安定な世界情勢により、原材料費や燃料費などの物価が大きく高騰しています。加えて、労務単価の上昇も相まって、施設の維持管理や更新に必要な費用が増加しており、経営環境に大きな影響を及ぼしています。

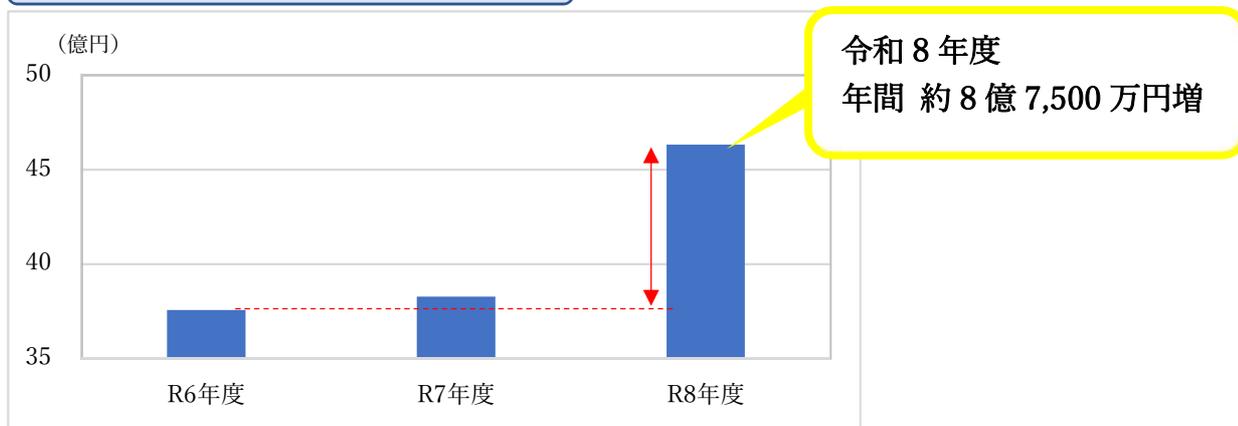
③埼玉県営水道の料金・埼玉県流域下水道負担金の値上げ

市内で皆さまが使用する水道水の約9割は、埼玉県の浄水場で、利根川水系と荒川水系の河川の水を浄水処理して作られた「埼玉県の水（県水）」です。残りの約1割は、市内の浄水場で、市内の井戸からくみ上げた地下水を浄水処理して作られた「川口の水」です。上下水道局では、「埼玉県の水」と「川口の水」を混ぜ合わせた水道水をお届けしています。そして、この約9割を占める県水は、川口市が埼玉県から購入しています。

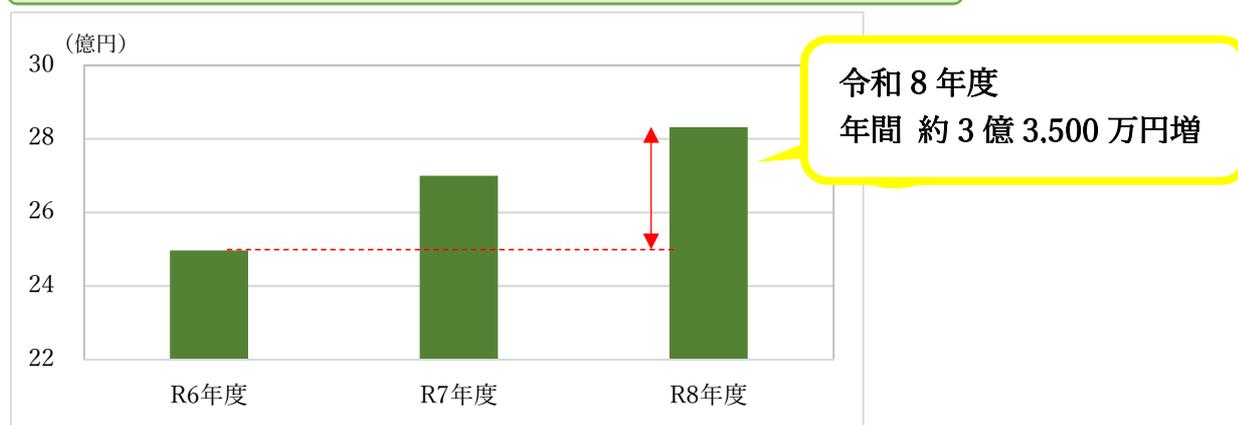
また、皆さまが使ったあとの下水（汚水）は市内のポンプ場を経由し、すべて埼玉県の下水处理場まで送られ処理されています。この下水の処理に係る費用も負担金として埼玉県に支払っています。

これらの費用は、埼玉県が設定する単価を基に決定されています。埼玉県では、健全な運営を維持するため、下水処理費用を令和7年4月から値上げしており、県から水道水を購入する費用も令和8年4月から値上げされることから、大幅な支出増の要因となっています。

【水道】県水の増額改定による影響額



【下水道】流域下水道における負担金の増額改定による影響額

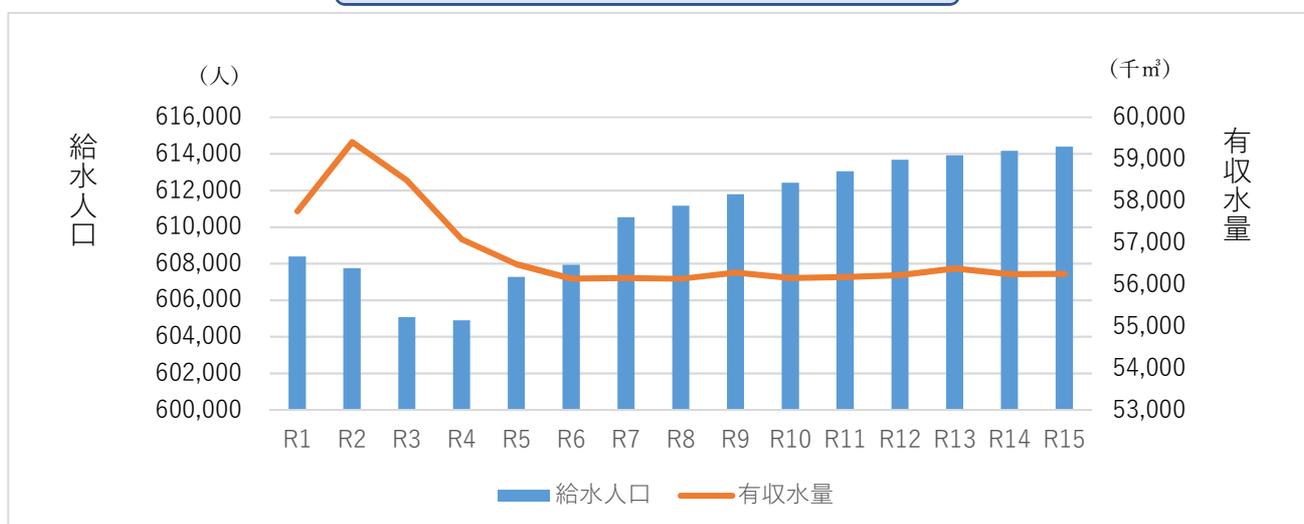


④給水収益・下水道使用料収入の伸び悩み

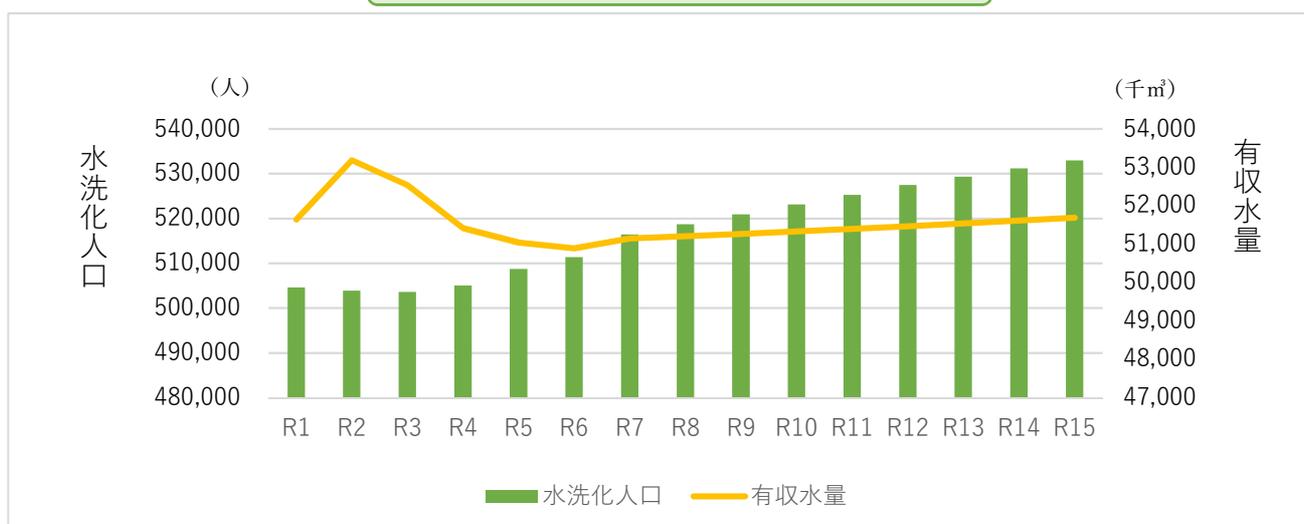
少子高齢化が進む中、国内では人口減少が課題となっていますが、本市ではわずかながら人口が増加しています。ただし、生活様式の変化や節水機器の普及により、1人あたりの水の使用量（水需要）が減少しているのが現状です。

水道事業では、水道を利用する人（給水人口）が増えているにもかかわらず、実際に利用されている水の量（有収水量）はほぼ横ばいの状態です。そのため、今後は水道料金として得られる収入（給水収益）も横ばいで推移する見込みです。また、下水道事業では、下水道の整備により、下水道を利用する人（水洗化人口）は増加しているものの、1人あたりの水需要は減少傾向にあります。そのため、下水道使用料収入は非常に少ない増加と見込んでいます。

【水道】給水人口・有収水量の推移



【下水道】水洗化人口・有収水量の推移



上下水道事業の独立採算制

上下水道事業は、地方自治体が経営する「地方公営企業」として運営しており、事業に必要な経費は経営に伴う収入（水道料金・下水道使用料）をもって充てるという「独立採算制」を原則として経営を行うこととされています。このため、水道事業では、水道水を提供するために必要な施設の整備や維持管理の経費など、事業運営に必要な経費のほとんどを水道料金でまかなう必要があります。下水道事業については、浸水対策などの雨水処理に係る経費は公費（税金）が充てられますが、汚水処理に要する経費のほとんどを下水道使用料でまかなう必要があります。

経営努力

事業費の増加や給水収益・下水道使用料収入が伸び悩むなかで、上下水道局では、収入の確保や経費削減、業務効率化などに取り組んできました。

①収納率の向上へ向けた取り組み

○キャッシュレス決済の導入（令和2年9月～）

多様な市民ニーズに対応するため、支払い手段を拡大することで収納率の向上を図っています。また、支払いの利便性や収納の確実性が向上し、収納業務の適正化にも効果が見込まれています。

【年度末利用割合】

クレジット：R6:10.92%（R5:8.82%、R4:6.81%、R3:4.59%）

スマホ：R6:5.19%（R5:4.52%、R4:3.55%、R3:2.89%）

○電子申請（使用開始・中止）の導入（令和4年4月～）

水道の使用開始や中止の手続きを24時間オンラインで行えるようにしました。DXの推進、ペーパーレス化による環境負荷の軽減も期待できます。

上下水道局ホームページや引越ワンストップサービス（※）にて受け付けています。

※電気・ガス・水道等の手続きを一括して行えるサービスのこと

②費用抑制・経費削減の取り組み

○施設ダウンサイジングの検討

<水道施設の縮小>

水道施設の規模や水道管の口径を縮小する検討を行っています。

更新時において施設規模を縮小できるため、更新費用が軽減できます。

<南平配水場の使用停止>

新郷浄水場からの配水圧力で安定した水道水の供給が可能となったことから、平成

29年5月から南平配水場を全面停止しました。それにより、稼働に必要な電気代を約218万円/年削減しています。

○庁内で使用しているパソコンの調達方法の見直し（令和5年8月～）

これまでリースだった上下水道局職員用のパソコン（175台）を市長部局と共同で一括して購入しました。購入に係る初年度の経費は増えたものの、令和5年度より5年間で約3,500万円の削減を見込んでいます。（6年目以降も使用することで、さらなる節減が可能です。）

③業務効率化の取り組み

○BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の実践（令和5年度～）

BPRとは、業務において抽象的だった課題を具体化し、その解決策を立案・実践することで、抜本的な業務効率化と利便性の向上を実現するものです。

東京ガスネットワーク(株)と締結した「BPR支援に関する連携協定」に基づき、BPRに関し独自のノウハウを持った同社社員から無償でアドバイスを受けながら、職員一人ひとりが業務上の課題を抽出し、自らその解決に取り組んでいます。

また、その成果を動画で公開し共有することによって、取り組んだ職員の達成感の向上と局の職員全体が日常的にBPRに取り組む組織的な風土の醸成を図っています。

○マッピングシステムの上下統合（令和7年10月～）

水道・下水道それぞれで運用していたマッピングシステムを統合し、コスト縮減と機能向上を図ります。

専用端末ではなく汎用のパソコンでシステムを使用可能とすることで、専用端末にかかるコストを抑えられ、統合後の5年間で約5,000万円の削減を見込んでいます。

また、上下水道局の職員全体が自席で操作・閲覧可能となり、業務効率化が図られます。

④適正な財政運用

○企業債残高の抑制（水道：令和2年度～、下水道：令和元年度～）

借入額を償還額の範囲内に抑える運用とすることで、経営の健全化に努めています。

事業規模に見合った適正な額の企業債を借り入れることで、将来世代に過度の負担とならないよう、持続可能な財政運営としています。

安全・安心な水道水を安定的にお届けし、衛生的な生活環境を確保するため、引き続き経営基盤の強化に取り組めます。

水道料金・下水道使用料改定の必要性

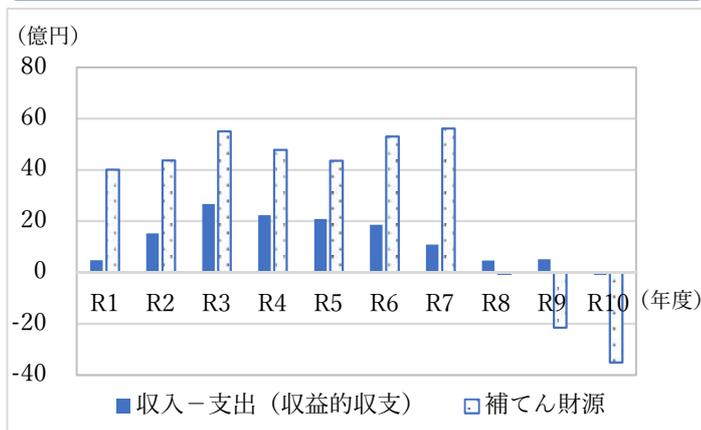
以上のような状況を踏まえ、本市では、令和8年4月から令和12年3月までの4年間を算定期間として収支を計算したところ、水道事業では約124億5千万円、下水道事業では約63億3千万円の収入不足が見込まれました。

上下水道事業は独立採算制が原則であるため、運営に必要な費用はそれぞれ水道料金・下水道使用料でまかなう必要があります。現行の水道料金・下水道使用料を維持したまま必要な更新工事を行おうとすると、水道事業は、水道水を作り、ご家庭や事業所に送るための収入と支出（収益的収支）において、令和10年度に支出が収入を上回り、水道施設を整備するための収入と支出（資本的支出）においては、令和8年度以降、施設整備に必要な財源が不足し、資金の補てんができず、必要な事業を行うことが困難な状況となります。下水道事業はすでに他会計からの繰入れなしでは事業運営ができない状況となっており、令和8年度以降はこれまでを遥かに上回る規模の他会計からの繰入れが必要なほど、財源が不足する見込みとなっています。

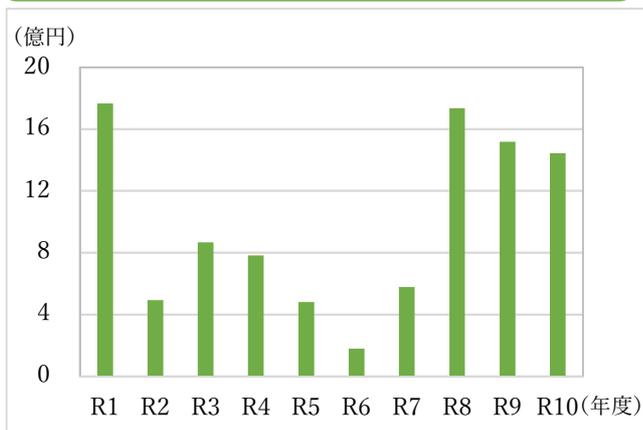
資金不足により工事を行わないと、腐食による水道管・下水道管の破損や設備の故障等が起これ、漏水や断水が発生したり、水質が劣化したりする恐れがあり、安全・安心な上下水道サービスを提供できなくなる可能性があります。

このような事態を招かないよう、着実に事業を実施し、将来にわたって重要なライフラインである上下水道を守り続けていくため、水道料金及び下水道使用料を改定することといたしました。

【水道】収益的収支・補てん財源の推移



【下水道】他会計繰入金の推移



令和6年度に実施した水道管・下水道管の更新工事

水道

更新した水道管の長さ 14.692 km
 かけた費用 約44億6,600万円

下水道

更新した下水道管の長さ 2.183 km
 かけた費用 約6億7,400万円

1 kmあたり
 3億円以上の工事費用

水道料金・下水道使用料改定のポイント

①改定率

令和 8 年 4 月から令和 12 年 3 月までの 4 年間で算定期間として収支を計算したところ、水道事業では約 124 億 5 千万円、下水道事業では約 63 億 3 千万円の収入不足となる見込みです。上下水道事業の運営に必要な費用は原則水道料金と下水道使用料でまかなう必要があります。将来にわたって安定した上下水道サービスを提供するためには、水道料金は平均 26.74%、下水道使用料は平均 27.16%の改定が必要との結果となりました。

②改定時期

水道事業は、令和 8 年度以降、老朽化した浄配水場や水道管の更新・耐震化等にかかる財源が不足することに加え、令和 8 年 4 月に県水の値上げが予定されており、さらに財源が不足する見込みであることから、令和 8 年 4 月 1 日に改定することといたしました。

下水道事業は、下水道使用料収入で事業をまかなうことができず、他会計からの繰入金で運営している状況です。令和 7 年 4 月に県の流域下水道における負担金が引き上げられたことや老朽化した下水道施設の更新等を行うため、令和 8 年度以降はこれまでを遥かに上回る規模の繰入れが必要となる見込みとなっていることから、下水道使用料についても令和 8 年 4 月 1 日に改定することといたしました。

③基本水量の撤廃

本市では、公衆衛生の向上・生活環境の改善を図ることを目的として、口径 25 mm以下の水道料金と公衆浴場用以外の下水道使用料に、1 か月 10 m³までの使用を定額とする「基本水量」を設定していました。

基本水量を設定することで、一定の基本料金も確保できるため、上下水道事業の安定した運営資金を得られる一方、基本水量の範囲内での使用者間で公平性が欠けるなどの課題もあります。

本市においては、節水機器の普及や生活様式の変化等により基本水量に満たない使用者が増加していることや、設定当初の目的を概ね達成していることから、基本水量を継続して設定する必要性は低いと判断し、今回の見直しでは基本水量を撤廃し、新たに 1 m³から 10 m³までの従量料金を設けました。

水道料金・下水道使用料改定によるメリット

収入が増えることで、上下水道局では施設の適切な維持管理や老朽化した施設の更新、耐震化を行うことができ、安全で安心な上下水道サービスを提供し続けることが可能となります。

水道	実績 (R6)	目標 (R10)	全国平均 (R5)	下水道	実績 (R6)	目標 (R10)	全国平均 (R5)
基幹管路の耐震管率	85.8%	88.4%	29.0%	重要な幹線等の耐震化率	55.1%	57.3%	51.0%
浄水施設の耐震化率	48.9%	88.6%	44.5%	ポンプ場の耐震化率	47.6%	71.4%	—